

第 4 7 号議案

志木市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

志木市個人番号の利用に関する条例(平成 2 7 年志木市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、規定の整備をしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。